株式会社 ONE'S BEST 概要書面

【会社概要】

会社名 株式会社 ONE'S BEST

設立 2007年5月30日

代表取締役 根本 晴人

本社所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂 4-13-5-1F

有明支店 〒135-0063 東京都江東区有明 1-4-20-1206

TEL: 03-5114-6018

Mail: support@ones-best.com

【企業理念】

~すべての人の可能性を信じる~

【事業内容】

人財事業 ビジネスマッチング事業 IT パイオニア事業 経営コンサルティング事業 メディア事業 ファイナンシャル事業 イベント事業 社会貢献事業

【One's Club 会員費用】

- ① One's Club ジェネラル会員:初期費用 10,000 円 (税別) 月 3,600 円 (税別)
- ② One's Club 会員:月額 12,000 円(税別)

契約日の属する月度から起算して12カ月以内に契約を解約する場合は中途解除料が発生します。

(中途解除料算出方法) 中途解除料 = 0ne's Club月額費用 × (12 $_{7}$ 月ーご利用月数) ※13 $_{7}$ 月目以降の解約には中途解除料は発生しません。

【登録方法】所定の申込方法よりお申込み下さい。

一 クーリング・オフ 一

One's Club 登録にあたり書面をよく読んでいただき、ご自身の判断でお申し込み下さい。

One's Club 登録申込者は、One's Club 登録の申込日、特定商品代金の払込日、本書概要書面の確認日

(WEB 登録時の確認日を含む)のいずれか遅い日から起算して20業務日以内であれば、書面で会社に通知することにより登録の申込みの撤回又は登録の解除(以下『申込みの撤回等』という。)をすることができます。申込みの撤回を行った場合、違約金その他費用は発生せず、すでに払込み済みの金員等は速やかにお返しします。又、妨害行為により誤認又は困惑が生じ20業務日以内に申込み撤回等が行われなかった場合、

その解消後20業務日まで申込みの撤回等ができる期間は延長されます。

【株式会社 ONE'S BEST One's Club 業務規定】

第1条(業務内容)

株式会社 ONE'S BEST (以下、『会社』という。) は次の各号の業務を One's Club 登録者に委託する。 One's Club 登録者とは、第2条の定める所を満たし会社から承諾された者をいう。

- ① 人財事業の業務
- ② ビジネスマッチング事業の業務
- ③ IT 関連サービス事業の業務
- ④ 経営コンサルティング事業の業務
- ⑤ メディア事業の業務
- ⑥ ファイナンシャルプランニングの業務
- ⑦ イベント事業の企画・運営・集客の業務
- ⑧ 社会貢献事業の業務
- ⑨ 会社の関連会社の広報宣伝の業務
- ⑩ One's Club 登録者の募集及び募集した One's Club 登録者の育成業務
- ① 会社が別途委託するその他の業務

第2条 (One's Club 登録の資格要件)

One's Club 登録申込者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- ① One's Club の月額費用の支払いを継続している事
- ② 法令等でビジネス活動が禁止されていない者である事
- ③ 社会的秩序のある者であり、反社会的勢力ではない事
- ④ 成人である事、学生の場合は、学業を中心とし学業を疎かにしない事
- ⑤ 別途定める条件がある場合、その条件を満たす事

尚、上記の登録資格要件のいずれかを満たさなくなった場合には、会社からの委託業務を行う事は出来なくなり、 コミッションの支払いも停止となる。

第3条(活動費用負担)

業務遂行に要する一切の活動費用は、One's Club 登録者の負担とする。

第 4 条 (善管注意義務·法令等遵守義務)

One's Club 登録者は、業務を遂行に際して、関連法令、本規定、会社が定めた諸規定や指示等を遵守しなければならない。

第5条(募集開始前の明示義務及び説明義務について)

業務の遂行及び One's Club 登録者の募集に先立って、顧客に次の事項を明示しなければならない。

- ① 自らの氏名及びに統括者である会社の名称
- ② 募集が目的である事、募集する契約等の内容及び One's Club 登録制度についての説明
- ③ 特定商取引に関する法律の定める商取引上の特定負担についての説明

第6条(概要書面の事前交付義務について)

One's Club 募集に際して、概要書面および業務規定を One's Club 登録者に交付しなければならない。

第7条(募集に際しての重要事項の説明義務について)

One's Club 募集に際して、顧客に対して概要書面および業務規程に基ついて説明しなければならない。

第8条(守秘義務、情報保持)

- ① 業務の実施に関して知り得た顧客・業務全般の情報およびノウハウ(以下、これらの情報やノウハウ等を「本件業務情報」)を第三者および競業する者に開示・漏洩してはならない。
- ② 業務で知り得た本件業務情報を利用して、株式会社ONE'S BESTの提携企業との直接受託を行うこと、また、 それらと類似の業務を営んではならず、また第三者とそれらの業務を営むことに協力してはならない。 One's Club登録の解除後も同様とする。
- ③ 前項の規定に違反した場合、会社はOne's Club登録者に対し違約金を請求できるものとし、One's Club登録者は異議なくこれを承諾するものとする。

第9条(One's Club 登録者向けの研修等の履修義務)

会社が提供する研修資料、各種お知らせ、会社のホームページ上の情報及び研修の履修により、業務遂行上に必要な知識を取得しなければならない。

第10条(法人登録の役員及び従業員の届出)

- ① 法人登録の際には役員及び従業員(会社に代表者として登録した者を除く。以下『従業員等』という。) が委任業務を行なうためには、会社に指定の届出を行わなければならない。
- ② 法人登録の代表者(会社に代表者として登録した者をいう。)は、従業員等の管理・監督義務及び違反行為に対する罰則・損害賠償責任を負わなければならない。
- ③ 法人登録の代表者は、委任業務を行う従業員等に本規定を遵守させなければならない。

第 11 条(業務遂行状況の調査協力義務)

会社は、業務遂行状況や活動について報告を求め、また事実確認のための調査を行うことができる。

第12条(コミッションの支給時期)

会社は、業務の遂行に対する報酬として、会社への売上計上(着金)を毎月 10 日で締め、当月 25 日(土日・祝祭日は翌営業日)に指定の口座に振込むこととする。

コミッション振込額が1万円未満の際には1万円を超えるまでは繰り越しとする。

振込みの際の事務手数料として One's Club 登録者が一律 300 円(税込価格 330 円)を負担しなければならない。

第13条(コミッションの種類と制度について)

「One's Club ジェネラル会員の場合」

- ① 販売コミッション・・・指定の商品やサービスの販売が成立した際に、各々に定められたコミッション条件 (専用 WEB サイトに記載)に基つき報酬が支払いされる。
- ② 継続コミッション・・・直接募集した1ティア目のOne's Club ジェネラル登録が継続される限りは毎月1,500円が報酬として支払いされる。

- ③ 育成コミッション・・・ジェネラル会員はから始まる1ティア目のジェネラル会員が得た販売コミッションの10%相当が支払いされる。
- ④ シェアボーナス・・・販売コミッション1円に対して1ポイントの貢献ポイントが貯まり、総販売コミッションの1%+広告収益総額の20%を貢献ポイントの保有数の割合にて年1回(12月25日)のボーナスとして支払いされる。尚、保有ポイントは新年度に0ポイントに精算される。
- ⑤ アライアンス報酬・・・One's Club ジェネラル会員が会社との業務提携先を開拓し、提携した商品やサービスに関する会社の売上1%が報酬としてお支払いされる。

「One's Club 会員の場合」

- ① 販売コミッション・・・指定の商品やサービスの販売が成立した際に、各々に定められたコミッション条件 (専用 WEB サイトに記載)に基つき報酬が支払いされる。
- ② ベースコミッション・・・One's Club 登録者が直接募集した1ティア目の One's Club 登録が継続される限りは毎月5,000円が報酬として支払いされる。
- ③ 育成コミッション・・・One's Club 登録者から始まる 1 ティア目の One's Club 登録者が得た販売コミッションの 10%相当が支払いされる。
- ④ 多段階ベースコミッション・・・One's Club 会員のランクを上げることによって、2 ティア目以降のベースコミッションとして 800 円が報酬として支払いされる。
- ⑤ 多段階育成コミッション・・・One's Club 会員のランクを上げることによって、2 ティア目以降の One's Club 登録者が得た販売コミッションの 3%相当が支払いされる。
- ⑥ シェアボーナス・・・販売コミッション1円に対して1ポイントの貢献ポイントが貯まり、総販売コミッションの1%+広告収益総額の20%を貢献ポイントの保有数の割合にて年1回(12月25日)のボーナスとして支払いされる。尚、保有ポイントは新年度に0ポイントに精算される。
- ⑦ エリートボーナス・・・One's Club 会員のランクをワンズエリート以上に上げることによって、総ベースコミッション+総販売コミッション+広告収益総額の最大 8%が分配され支払いされる。
- ⑧ アライアンス報酬・・・One's Club 会員が会社との業務提携先を開拓し、提携した商品やサービスに関する会社の売上1%が報酬としてお支払いされる。

尚、上記の各報酬は他の One's Club 登録者と共同で販売した場合はコミッションが按分となる。(Joint 制度) 【One's Club 会員のランク別の報酬早見表】

(ランク)	(ランク取得条件)	(販売コミッショ	(ベースと育成コミッション)	(エリートボーナス)
		ン、シェアボーナス、		
		アライアンス報酬)		
アドバンス	1ティア目の One's Club	共通条件	1ティア目のみ	無し
	会員が3名未満			
ディレクター	1ティア目の One's Club	共通条件	ディレクター以上が2ティア以降の縦系	無し
	会員が3名以上		列に2名できるまではティア制限なし	
プロデューサー	1ティア目の One's Club	共通条件	プロデューサー以上が 2 ティア以降の縦	無し
	会員が6名以上		系列に3名できるまではティア制限なし	
エグゼクティブ	1ティア目の One's Club	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	無し
	会員が 12 名以上		系列に4名できるまではティア制限なし	
ワンズエリート	1系列に最低2名以上、	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	総ベースコミッション+総
	その他の系列合計で 10		系列に5名できるまではティア制限なし	販売コミッション+広告収

	名以上、合計 12 名のエ			益総額の 3%を達成者で分配
	グゼクティブ			する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
ダブル	ワンズエリートを2系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 2%を達
				成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
トリプル	ワンズエリートを3系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 1%を達
				成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
クアドラプル	ワンズエリートを4系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 0.3%を
				達成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
クインティプル	ワンズエリートを5系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 0.3%を
				達成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
セクスタプル	ワンズエリートを6系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 0.2%を
				達成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
セプタプル	ワンズエリートを7系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 0.2%を
				達成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
オクタプル	ワンズエリートを8系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 0.2%を
				達成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
ノナプル	ワンズエリートを9系列		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
				ン+広告収益総額の 0.2%を
				達成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
ディカプル	ワンズエリートを 10 系		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
	列			ン+広告収益総額の 0.2%を
				達成者で分配する
ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
ウンデキュプル	ワンズエリートを 11 系		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
	列			ン+広告収益総額の 0.2%を
				達成者で分配する

ワンズエリート	最低1系列に1名以上の	共通条件	エグゼクティブ以上が2ティア以降の縦	上記報酬+総ベースコミッ
ドゥデキュプル	ワンズエリートを 12 系		系列に5名できるまではティア制限なし	ション+総販売コミッショ
	列			ン+広告収益総額の 0.2%を
				達成者で分配する

第14条(会員サービスの停止及びコミッションの支給停止)

- ① One's Club 月会費が未納の場合は会員サービスの停止及び報酬の支給が停止され、未納金の支払いの確認が 取れるまでは報酬の支払いは保留される。
- ② 会社は、One's Club 登録者が解約により終了した場合、解約月度以降の報酬は支給しない。

第15条(特定商取引に関する法律に定める禁止行為)

One's Club 登録者は、募集・コンサル活動に際して特定商取引に関する法律で定められた次の各号の行為を行ってはならない。

- ① 契約・募集・活動をする際に不実のことを告げる行為及び故意に事実を告げない行為
- ② 顧客を威圧し困惑させて契約等や登録を申込みさせ、解約を妨げる行為
- ③ 契約及び募集をするためのものであることを告げずに、募集すること
- ④ その他、特定商取引に関する法律及びその関連法令に定める禁止行為

第16条(業務の再委託)

全部または一部を第三者に委託した場合は One's Club 登録者と同一の義務を当該委託先にも遵守させるよう、 適切な契約を締結するものとする。

第17条(私製の募集広告・文章等の使用禁止)

- ① One's Club 登録者が募集に際して使用する広告媒体・チラシ・パンフレット等(以下『パンフレット等』という。)を会社の承諾許可なしに作成・使用してはならない。
- ② 会社所定のパンフレット等を必要とする場合、会社が指定する価格で購入するものとし、発送費用は One's Club 登録者の負担とする。
- ③ One's Club 登録者が会社の名刺を使用する場合は、会社の定める仕様のものでなければならない。

第18条(会社の取扱うサービス以外の販売勧誘やビジネス勧誘の禁止)

One's Club 登録者は、他の One's Club 登録者(本人の直接募集者を除く)に対し、会社の秩序を乱す他のビジネスや商品の勧誘行為をしてはならない。

発覚した場合には会社はOne's Club登録者に対し、登録解除、中途解約金及び違約金を請求できるものとし、One's Club登録者は異議なくこれを承諾するものとする。

第19条(損害の賠償及び債務の弁償)

One's Club 登録者が会社や第三者に対して損害を与え債務が生じた場合は委託期間中の行為か否かにかかわらず、解決のために協力するとともに、その損害を賠償し債務を弁済しなければならない。

第20条(登録事項の変更)

また登録事項(住所等)の変更が生じた時は、直ちに会社所定の変更手続きを行わなければならない。

第21条 (解約・解除)

- ① One's Club 登録者が解約を希望する際には会社所定の解約フォームのご提出および中途解約金や未納金を支払うことにより解約することができる。又は次の各号のいずれかに該当する場合、会社はいつでも文章の予告なしに、本委託業務を解除することができる。
- ② One's Club 登録者に、手形・小切手の不渡りがあった場合、又は破産、民事再生手続開始、特別精算手続開始、会社整理開始もしくは会社更生手続開始の申し立てがあった場合
- ③ One's Club 登録者が第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行を受け、本委託業務の履行が困難と認められる場合
- ④ One's Club 登録者が、関連法令、本規定、委任業務遂行のために会社が定めた諸規定や指示等に違反した場合
- ⑤ 違法行為もしくは犯罪行為又はそれらの疑いのある行為で、会社の名誉、信用等の失墜につながるおそれの ある行為をなした場合
- ⑥ その他、委託業務遂行に継続しがたい重大な事由が発生した場合

第22条(委託業務終了後の善処義務)

解約又は解除により本委託業務が終了したときは、One's Club 登録者は会社の所有物(データ等を含む)を直ちに返還及び廃棄しなければならない。

尚、委託業務の終了後においても、業務上、発生した義務がある場合には、直ちに誠意を持って履行しなければならない。

第23条(委託の期間)

委託の期間は、登録日の属する月度から起算して1年間とする。

但し、委託満了月の1カ月前までに会社と One's Club 登録者との間に何ら申し出がない場合は、本委託の満了月の翌月からさらに毎月1カ月ごとの更新とする。尚、以後も同様となる。

第24条(本規定の変更)

会社は、いつでも本規定を変更することができる。

第25条(疑義の解決)

本規定に定められていない事項、又は規定の解釈に疑義が生じた場合は、会社がその都度決定する。

第26条(管轄裁判所)

本規定に基つく訴訟については、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所を専属的裁判所とする。